



権利変換手続き開始の登記(都市再開発法70条)の開始

2015年4月24日に、東京都より組合設立認可公告を受けましたので、都市再開発法70条に則りまして、権利者の皆様(所有権・借地権)の土地及び建物の不動産登記に「権利変換開始」の登記申請を行います。

具体的には、登記簿謄本の甲区の登記の目的欄に「都市再開発法による権利変換手続きの開始」、権利者その他の事項欄に「施行者住所と「白金一丁目東部北地区市街地再開発組合」と記載されます。

この登記手続きを行う事により、権利者の皆様(所有権・借地権)の不動産を権利変換完了前に権利の移動を伴う行為(売買・交換・相続・贈与・寄付等)を行う場合は、事前に施行者(組合)の承認を得る必要があります。

その際には、事前に組合事務局にご相談いただける様にお願ひ申し上げます。

※都市再開発法第70条(抜粋)

- 1 施行者は、第60条第2項各号に掲げる公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、施行地区内の宅地及び建築物並びにその宅地に存する既登記の借地権について、権利変換手続開始の登記を申請し、又は囑託しなければならない。
- 2 前項の登記があつた後においては、当該登記に係る宅地若しくは建築物の所有権を有する者又は当該登記に係る借地権を有する者は、これらの権利を処分するには、国土交通省令で定めるところにより、施行者の承認を得なければならない。
- 3 施行者は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。
- 4 第2項の承認を得ないでした処分は、施行者に対抗することができない。
- 5 権利変換期日前において第45条第6項、第124条の2第3項又は第125条の2第5項の公告があつたときは、施行者(組合にあつては、その清算人)は、遅滞なく、登記所に、権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。



「商業部会」発足のご案内

当計画施設の1階に予定しております「商業ゾーン」の取組みの第一段としまして、「商業部会」を発足させ検討・推進して行きたいと思ひます。

権利者の皆様(所有権・借地権)で、商業ゾーンへの権利変換をご検討されている方は、是非、部会へのご参加申出をお願いいたします。

第1回目の部会開催を下記の通り行います。

記

日 時:	2015年7月24日(金) 19:00~20:30
場 所:	白金一丁目東部北地区市街地再開発組合事務所
内 容:	商業ゾーンの考え方、今後の部会の進め方等
参加対象:	商業床に権利変換希望又は検討されている権利者
備 考:	商業＝小売業・飲食業・サービス業・小規模クリニック等

※商業をご検討されていない権利者の方も、オブザーバーとしてご参加していただく事も可能ですが、会場の都合上、人数制限させていただくこともありますので、その際はご容赦下さい。

部会参加への申出方法としまして、組合事務局までご電話連絡又はご来所いただき、お申し出いただける様にお願ひ申し上げます。

住所:港区白金1-4-12 白金フィールズ1階

電話:03-3473-7865 Fax:03-3473-7875

担当:岡本・海外・柴田



第一種市街地再開発事業の施行についての説明会 (周知措置)(都市再開発法第67条) 開催のお知らせ

67条とは、組合認可の公告があった時に、関係権利者(所有権・借地権・借家人・担保権者等)対して、再開発事業の概要を周知する規程です。

今回は、**所有権・借地権**の権利者の方へ、「再開発事業の概要」の説明会を開催いたします。その後、日を改めまして、借家人の方々、担保権者の方々を対象に説明会を開催いたします。

日時:2015年7月30日(木)19:00~19:30

場所:フォーラム17

67条説明会への出欠を確認する必要がありますので、**同封しました葉書に、出欠確認及び必要事項を記載していただき、必ずご返信いただけます様、お願い申し上げます。**

67条説明会への出欠申し出
◆第一種市街地再開発事業の施行についての説明会
日時:2015年7月30日(木)19:00~19:30
場所:フォーラム17で開催

✓	出席	欠席
---	----	----

〒108-0072
住所 港区白金1-4-12 白金フィールズ1階 パティ スイート エルモ インスタレーション
氏名 再開発 太郎
電話 03-3473-7865

■ ご所有不動産に、抵当権等を設定されている方は、担保権者への説明も行いますので、金融機関名と取扱い支店名等をご記載下さい。

金融機関名	白金銀行
取扱支店等	白金一丁目支店

※ シールを貼り、ポストへ投函していただける様、お願い申し上げます。



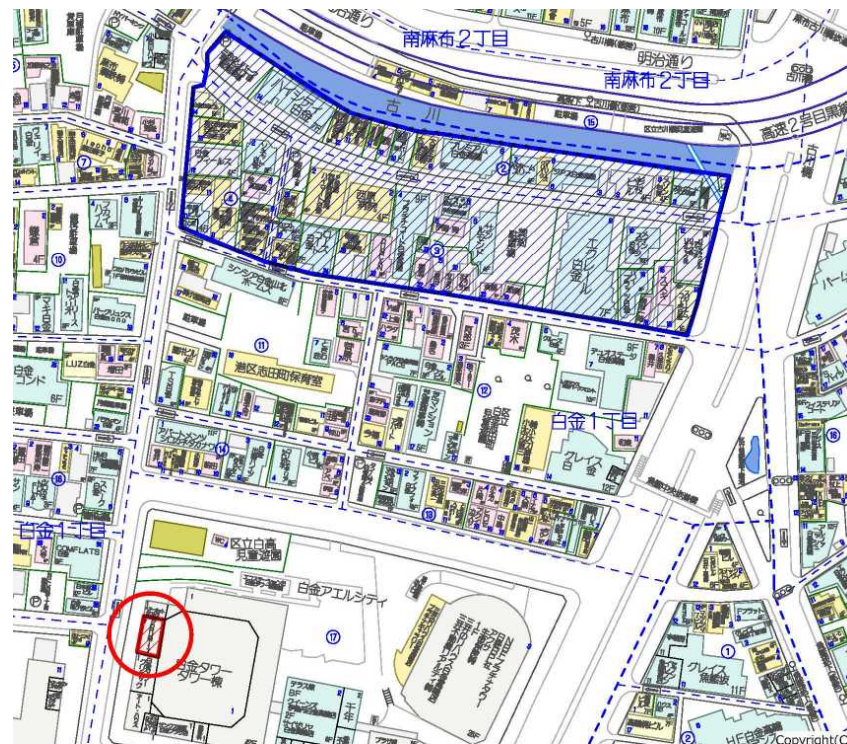
実施設計の中間報告のお知らせ

検討中の実施設計の**中間報告**をさせていただきます。
基本設計からの改善点や住宅の共用施設の考え方などを中心にご説明させていただきます。

日時:2015年7月30日(木)19:35~20:30

場所:フォーラム17

フォーラム17案内図



発行:白金一丁目東部北地区市街地再開発組合
住所:〒108-0072 港区白金1-4-12 白金フィールズ1階
電話:03-3473-7865 Fax:03-3473-7875
制作責任者:事務局 石橋